

**「延岡市犯罪被害者等支援条例（案）」の制定に係る
パブリックコメント（意見募集）について
延岡市企画部人権推進課**

1. 意見募集の趣旨

「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関する施策の策定・実施が規定されており、全国的に条例制定の動きが広がっています。

市民の生命、身体及び財産の安全は、市民生活の基礎であり、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現は、すべての市民の願いです。

しかしながら、誰もが思いもよらず、ある日突然に犯罪等に遭い、犯罪被害者等になる可能性があります。不幸にも犯罪被害に遭ってしまった場合、被害者やその家族は身体への危害などの直接的被害にとどまらず、周囲からの中傷などによる精神的苦痛を負うなど二次的被害にも苦しめられることもあります。

このことから、犯罪被害者等が犯罪被害から再び平穏な生活に戻ることができるよう、関係するものが相互に連携協力しながら、犯罪被害者等に寄り添った途切れのない支援を提供し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが必要です。

そのため、犯罪被害者等に寄り添う地域社会を目指して、「延岡市犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

このような状況から、この条例（案）に対しまして、より広く市民の皆様のご意見をお聞きするため、次のとおり意見を募集します。

2. 募集の対象

「延岡市犯罪被害者等支援条例（案）」について

3. 意見を提出できる方

下記のいずれかに該当する方

- (1) 市内に住所又は居所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 市に対して納税義務を有する方
- (6) パブリックコメントに係る政策等に利害関係を有する方

4. 意見の募集期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月） ※36日間

※窓口での受付は、令和8年1月5日（月）17時15分まで

5. 意見の提出方法

氏名、住所、年齢を記入の上、次のいずれかの方法で提出

※様式は問いません

- (1) 窓口提出

- ・延岡市 企画部 人権推進課（本庁3階）
- ・北方・北浦・北川の各総合支所 地域振興課

(2) 郵送

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1 延岡市 企画部 人権推進課 人権推進係

(3) ファックス

FAX：0982-22-7061

(4) 電子メール

E-mail：jinken@city.nobeoka.miyazaki.jp

※ご意見については、電話や口頭ではなく、書面でいただきます。

6. 資料の閲覧場所

資料については、12月1日（月）から市のホームページのほか、次の場所で閲覧に供します。ただし、閉庁時及び休館日は、閲覧できません。

- (1) 企画部人権推進課（延岡市役所3階）
- (2) 情報公開センター（延岡市役所2階）
- (3) 延岡市役所市民スペース（延岡市役所1階）
- (4) 北方・北浦・北川の各総合支所 地域振興課
- (5) 東海支所、伊形支所、島浦支所
- (6) 延岡市立図書館
- (7) 市内各コミュニティセンター（東海、富美山地区、岡富、川中、南方東、恒富南、一ヶ岡、土々呂）
- (8) 延岡市民協働まちづくりセンター
- (9) 延岡市舞野地区多目的研修センター
- (10) 延岡市駅前複合施設「エンクロス」

7. 提出された意見の取扱いについて

- (1) 提出されたご意見等については、個人情報を除いて内容ごとに整理した上で、それに対する市の考え方を後日、市のホームページで公表します。なお、個別に回答を送付することはいたしません。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、原則として、提出された意見及びこれに対する市の考え方は、公表しません。
 - ①氏名、住所、年齢が明かされずに提出されたもの。
 - ②ご意見の内容が本件に合致しないもの。
 - ③本件の手続きを経ないで提出されたもの。
 - ④個人又は団体等に対する誹謗中傷又は公序良俗に反することが明白なもの。
 - ⑤その概要を公表することにより、第三者の利益を害するおそれがあるもの。

8. 問い合わせ先

延岡市 企画部 人権推進課 人権推進係

電話：0982-22-7002 FAX：0982-22-7061

電子メール：jinken@city.nobeoka.miyazaki.jp

【条例(案)の主な内容】

1 基本理念

- (1) 犯罪被害者等は、犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。
- (2) 犯罪被害者等への支援は、迅速・公正に行い、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された利用しやすいものとします。
- (3) 犯罪被害者等への支援は、被害の状況及び原因、二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行われることとします。
- (4) 犯罪被害者等への支援は、再び安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることとします。
- (5) 犯罪被害者等支援は、個人情報適切な取扱いの確保に最大限配慮し、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われることとします。

2 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援のための施策を実施します。

3 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めます。

4 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めます。

5 総合的支援体制の整備

市は、関係機関と連携協力し、支援を円滑にする総合的な支援体制を整備します。

6 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活・社会生活を円満に営むため、直面する問題の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、総合的な窓口を設置するものとします。

7 日常生活等の支援

市は、犯罪等の被害により日常生活に支障がある犯罪被害者等に対し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、心身の状況に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、日常生活等の支援に関する情報の提供及び助言、その他の必要な支援を行います。

8 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居への居住が困難になった犯罪被害者等に対して、安心して日常生活が営めるようにするため、居住に関する情報の提供、市営住宅への入居における特別な配慮、その他の必要な支援を行います。

9 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者理解を求めるための啓発や、その他の必要な支援を行います。

10 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、負担軽減の必要がある被害者等に対し、支援金の支給を行います。

11 市民等の理解促進

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すことができるよう犯罪被害者が置かれている現状や支援の必要性、二次被害の防止の重要性について、広報・啓発活動を行います。

12 市内に住所を有しない者への支援

市は、市民等でない者が市内で発生した犯罪等で被害を受けたときは、その者の住所地の自治体と連携協力して、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

13 条例の施行日

令和8年4月1日